

報第1号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

はまなし学園バスの運行中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 1 号

損害賠償の額の決定について

令和 7 年 1 月 1 5 日に酒田市新町字光ヶ丘地内で発生したはまなし学園バスの運行中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 3 1 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市新町字光ヶ 丘 3 3 番地の 2 6 酒田市武道館駐車 場	フロントバンパー 損傷	1 8 0, 3 5 6 円

議第 10 号

酒田市職員の給与の特例に関する条例の廃止について

酒田市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

酒田市職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年条例第 216 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成 21 年までに実施された職員の管理職手当の時限的減額に関する規定を廃止するため、条例を廃止するものである。

議第 1 1 号

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（審議会の設置等）

第 1 6 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、酒田市災害弔慰金等支給審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、医師、弁護士、市職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 4 委員の任期は、調査審議の必要の都度、市長が別に定める。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 9 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 1 0 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 1 1 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

1 2 審議会の庶務は、総務部において処理する。

1 3 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する酒田市災害弔慰金等支給審議会を設置するため、所要の改正を行うものである。

議第 1 2 号

酒田市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正について

酒田市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

酒田市手数料条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 1 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定に
基づく建築物の確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の計
画の通知に対する審査の項の改正規定中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ
(2)」の次に「又は第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)」を加え、同項の改正規定
の次に次のように加える。

別表第 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定
に基づく建築物の確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物
の計画の通知に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第 8 7 条 の 4 において準用す る同法第 6 条第 1 項 の規定に基づく建築 設備の確認の申請又 は同法第 8 7 条の 4 において準用する同 法第 1 8 条第 2 項の 規定に基づく建築設 備の計画の通知に対 する審査	建築設備に 関する確認 申請手数料 又は計画通 知手数料	確認済証の交付を受けた建築設備の計 画の変更をして建築設備を設置する場 合にあっては 6 , 0 0 0 円（小荷物専 用昇降機に係るものにあっては、 4 , 0 0 0 円）、その他の建築設備を 設置する場合にあっては 1 0 , 0 0 0 円（小荷物専用昇降機に係るものに あっては、5 , 0 0 0 円）
--	--	--

別表第 1 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する検査の申請又は同法第 1 8 条第 1 7 項の規定に基づく建築物に関する完了の通知に対する審査の項手数料額の欄第 2 号の改正規定中「改める。」を「改め、同項の次に次のように加える。

建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査	建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	1 5 , 0 0 0 円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、9 , 0 0 0 円）
--	------------------------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の一部改正に伴い、建築設備の確認申請手数料等を新たに追加するなど、所要の改正を行うものである。

議第 13 号

請負契約の締結について

本市は、公共施設等ＬＥＤ化改修業務（ＥＳＣＯ事業）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 公共施設等ＬＥＤ化改修業務（ＥＳＣＯ事業） |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約の金額 | 5 億 1, 028 万 2, 036 円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 2 番 3 号
東芝エレベータ株式会社共同事業体
代表者 東芝エレベータ株式会社東北支社
支社長 石 田 竜 治 |
| 5 履行期間 | 契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

（提案理由）

公共施設等ＬＥＤ化改修業務（ＥＳＣＯ事業）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

議第 1 4 号

庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、庄内広域行政組合の共同処理する事務に地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務を加え、同組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

庄内広域行政組合規約の一部を変更する規約

庄内広域行政組合規約（昭和 4 7 年指令地第 6 4 2 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (6) 地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づく山形県知事の許可があった日から施行する。

（提案理由）

公立大学法人の設立に関し、庄内広域行政組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第 15 号

三川町との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について

本市は、三川町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

庄内北部定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

別表第 1 1 医療 (1) 休日及び夜間における診療体制の充実の表中

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

を

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、休日診療及び平日夜間診療の初期救急医療体制を維持継続するにあたり、必要な支援を行う。また、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

に改める。

別表第 1 3 教育中 (2) 文化振興事業の推進の表を削り、(3) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表を (2) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表とし、(4) 文化財の保護及び利活用の推進の表を削る。

別表第 1 中 4 産業の表を削り、3 教育の表の次に次の 1 表を加える。

4 防災

消防防災・災害対応体制の充実

取組みの内容	圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報を共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えるとともに、避難者支援の充実に取り組む。
甲の役割	甲は、関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。
乙の役割	乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。

別表第1 5 その他 (4) 国際交流サロンの広域利用の表及び (5) 消防防災・災害対応体制の充実の表を削る。

別表第2 1 交通インフラの整備の表及び 2 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取組みの内容	圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行うとともに、地域間幹線として酒田市・三川町間を結ぶ路線の維持を図る。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。
乙の役割	甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

取組みの内容	圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るため、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。

乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備をともに推進する。
------	---

(2) 市町道ネットワークの向上

取組みの内容	圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るため、除雪における路線交換により、効率化及び低コスト化を図る。
甲の役割	行政区域に跨る道路について、乙との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。
乙の役割	行政区域に跨る道路について、甲との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。

別表第2中 3 その他の表を 4 その他の表とし、2 道路等の交通インフラの整備の表の次に次の1表を加える。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

国際交流サロンの広域利用

取組みの内容	圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。
甲の役割	酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。
乙の役割	乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。

(提案理由)

三川町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を変更するため、酒田市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第 16 号

庄内町との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について

本市は、庄内町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

庄内北部定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

別表第 1 1 医療 (1) 休日及び夜間における診療体制の充実の表中

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

を

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、休日診療及び平日夜間診療の初期救急医療体制を維持継続するにあたり、必要な支援を行う。また、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

に改める。

別表第 1 3 教育中 (2) 文化振興事業の推進の表を削り、(3) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表を (2) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表とし、(4) 文化財の保護及び利活用の推進の表を削る。

別表第1中「4 産業」を「4 産業振興」に改める。

別表第1 4 産業振興中 (2) 企業振興、企業誘致等の推進の表を削り、
(3) 高校生の地元定着の促進の表を (2) 高校生の地元定着の促進の表とし、
(4) 育苗施設の広域利用の表を (3) 育苗施設の広域利用の表とする。

別表第1 5 その他 (4) 国際交流サロンの広域利用の表及び (5) 消防防災・災害対応体制の充実の表を削る。

別表第1中 5 その他の表を 6 その他の表とし、4 産業振興の表の次に次の1表を加える。

5 防災

消防防災・災害対応体制の充実

取組みの内容	圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報を共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えとともに、避難者支援の充実に取り組む。
甲の役割	甲は、関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。
乙の役割	乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。

別表第2 1 交通インフラの整備の表及び 2 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取組みの内容	圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。
乙の役割	甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

取組みの内容	圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るため、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備とともに推進する。

(2) 市町道ネットワークの向上

取組みの内容	圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るため、除雪における路線交換により、効率化及び低コスト化を図る。
甲の役割	行政区域に跨る道路について、乙との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。
乙の役割	行政区域に跨る道路について、甲との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。

別表第2中 3 その他の表を 4 その他の表とし、2 道路等の交通インフラの整備の表の次に次の1表を加える。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

国際交流サロンの広域利用

取組みの内容	圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。
甲の役割	酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。

乙の役割	乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。
------	----------------------------------

（提案理由）

庄内町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を変更するため、酒田市議会の議決事件に関する条例第２条第２号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第 17 号

遊佐町との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について

本市は、遊佐町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

庄内北部定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

別表第 1 1 医療 (1) 休日及び夜間における診療体制の充実の表中

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

を

「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、休日診療及び平日夜間診療の初期救急医療体制を維持継続するにあたり、必要な支援を行う。また、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

」

に改める。

別表第 1 3 教育中 (2) 文化振興事業の推進の表を削り、(3) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表を (2) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表とし、(4) 文化財の保護及び利活用の推進の表を削る。

別表第 1 中「4 産業」を「4 産業振興」に改める。

別表第 1 4 産業振興中 (2) 企業振興、企業誘致等の推進の表を削り、

(3) 創業の促進の表を (2) 創業の促進の表とし、(4) 高校生の地元定着の促進の表を (3) 高校生の地元定着の促進の表とする。

別表第 1 5 その他 (4) 国際交流サロンの広域利用の表から (6) 消防防災・災害対応体制の充実の表までを削る。

別表第 1 中 5 その他の表を 7 その他の表とし、4 産業振興の表の次に次の 2 表を加える。

5 環境

森林環境の保全

取組みの内容	圏域内の森林における松くい虫の被害を防止するため、当該被害に対する防除体制の確立を図り、必要に応じて連携した被害調査及び防除対策を行う。
甲の役割	甲の関係住民と連携を図りながら、乙と松くい虫被害及び防除に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、乙と協調して松くい虫の被害調査及び防除対策を行う。
乙の役割	乙の関係住民と連携を図りながら、甲と松くい虫被害及び防除に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、甲と協調して松くい虫の被害調査及び防除対策を行う。

6 防災

消防防災・災害対応体制の充実

取組みの内容	圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えるとともに、避難者支援の充実に取り組む。
甲の役割	甲は関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。
乙の役割	乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。

別表第 2 1 交通インフラの整備の表及び 2 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取組みの内容	圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。
乙の役割	甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

取組みの内容	圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るため、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備をともに推進する。

(2) 市町道ネットワークの向上

取組みの内容	圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るため、トンネル点検の協調実施により、効率化及び低コスト化を図る。
甲の役割	行政区域に跨る道路について、乙との協議調整を経てトンネル点検の協調実施を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。
乙の役割	行政区域に跨る道路について、甲との協議調整を経てトンネル点検の協調実施を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。

別表第2中 3 その他の表を 4 その他の表とし、2 道路等の交通インフラの整備の表の次に次の1表を加える。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

国際交流サロンの広域利用

取組みの内容	圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。
甲の役割	酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。
乙の役割	乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。

（提案理由）

遊佐町との間において締結した庄内北部定住自立圏形成協定を変更するため、酒田市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第18号

物品の取得について

本市は、校務用パソコンを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和7年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の目的 | 校務用パソコンの購入 |
| 2 取得物品 | 校務用パソコン 371台 |
| 3 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 取得の金額 | 5,795万200円 |
| 5 取得の相手方 | 酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今野 修 |

(提案理由)

校務用パソコンを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第 19 号

物品の取得について

本市は、小学校及び中学校の教師用指導書を購入するため、下記のとおり取得するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 教師用指導書（小学校及び中学校）の購入 |
| 2 | 取得物品 | 教師用指導書（小学校及び中学校） 約 991 冊 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約による取得 |
| 4 | 取得予定総額 | 3,698 万円（単価契約） |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市みずほ二丁目 19 番地の 10
株式会社八文字屋みずほ八文字屋
店長 高 橋 和 美 |

（提案理由）

小学校及び中学校の教師用指導書を取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第 20 号

請負契約の締結について

本市は、八幡体育館改築工事（建築工事）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 八幡体育館改築工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約 |
| 3 | 契約の金額 | 6 億 4, 130 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 酒田市幸町一丁目 6 番 6 号
林・菅原特定建設工事共同企業体
代表者 林建設工業株式会社
代表取締役社長 林 浩一郎 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日まで |

（提案理由）

八幡体育館改築工事（建築工事）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

議第 2 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により、飛島辺地及び日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

飛島辺地及び日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため、議会の議決を求めるものである。

飛島辺地に係る総合整備計画書（第5次変更）

山形県酒田市飛島辺地

（辺地の人口 150人 面積2.7km²）

1 辺地の概況

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）辺地を構成する町又は字の名称 | 酒田市飛島字勝浦、字中村、字法木 |
| （2）辺地の中心の位置 | 酒田市飛島字勝浦甲69番地 |
| （3）辺地度数 | 186点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

飛島は酒田の北西約3.9kmの洋上に位置し、周囲約10.2km、面積2.7km²の孤島で、勝浦、中村、法木の3集落からなり、島民の多くは漁業と観光業により生計を立てている。

昭和30年に離島振興法の指定を受けてから、電気水道、教育、医療、定期航路等本土並みの社会資本、公共施設整備という観点から公共投資を行ってきた。その結果、住民生活の安全性・利便性・効率性は向上し、成果を上げてきている。

しかし、離島としての地理的条件の不利等から、人口の減少に歯止めをかけるに至っておらず、一層の産業振興や生活環境整備等を図っていかなければならない状況にある。

飛島の玄関口であるとびしまマリンプラザに、観光交流及び日常生活支援の拠点となる機能を整備し、観光産業の振興と日常生活の利便性の向上を図るとともに、施設内の雨漏りを修繕する必要がある。また、島民及び観光客の憩いの場として、島内散策の要所に休憩場所を整備する必要がある。

飛島の情報通信環境を改善するため、飛島と本土の間に海底光ファイバケーブルを整備することに伴い、通信事業者による超高速インターネット接続サービスの提供に不可欠な電気通信設備の整備を支援する必要がある。また、観光客の利便性や地域の防災力の向上を図るため、島内の観光及び防災の拠点に公衆無線LAN環境を整備する必要がある。

さらに、島民の安全で安定的な生活環境を保持するために欠かせない飛島簡易水道の施設については、老朽化の進行により更新が必要となっている。併せて、耐震性を有する施設整備を図ることにより、災害に強いライフラインの構築を目指す必要がある。

以上のことから、下記のとおり整備計画を策定するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更前）

（単位：千円）

施 設 名	事 業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーション に関する施設						
・ 飛島海の拠点整備事業	酒田市	104,104	0	104,104	103,900	
・ 飛島地区ポケットパーク 整備事業	酒田市	48,560	4,266	44,294	44,100	
・ とびしまマリンプラザ 管理運営事業	酒田市	7,535	0	7,535	7,500	
電気通信に関する施設						
・ 飛島情報通信基盤整備事 業	酒田市	30,140	3,456	26,684	26,300	
・ 飛島地区無線LAN環境 整備事業	酒田市	1,889	0	1,889	1,800	
飲用水供給施設						
・ 飛島簡易水道施設更新事 業	酒田市	418,940	209,400	209,540	209,400	
合 計		611,168	217,122	394,046	393,000	

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更後）

（単位：千円）

施 設 名	事 業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーション に関する施設						
・ 飛島海の拠点整備事業	酒田市	104, 104	0	104, 104	103, 900	
・ 飛島地区ポケットパーク 整備事業	酒田市	48, 560	4, 266	44, 294	44, 100	
・ とびしまマリンプラザ 管理運営事業	酒田市	7, 535	0	7, 535	7, 500	
電気通信に関する施設						
・ 飛島情報通信基盤整備事業	酒田市	43, 340	10, 056	33, 284	32, 900	増額
・ 飛島地区無線LAN環境 整備事業	酒田市	1, 889	0	1, 889	1, 800	
飲用水供給施設						
・ 飛島簡易水道施設更新事業	酒田市	418, 940	209, 400	209, 540	209, 400	
合 計		624, 368	223, 722	400, 646	399, 600	

日向辺地に係る総合整備計画書（第3次変更）

山形県酒田市日向辺地

(辺地の人口 160人 面積1.8km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 酒田市升田、草津字湯ノ台、草津字藤平台 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 酒田市升田字野向2番地の3 |
| (3) 辺地度点数 | 297点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

日向辺地は、市街地より約2.7km、中学校のある八幡地域の中心地、観音寺より約1.2km東北東に位置し、日向川の流域に集落をなす升田と鳥海山麓の開拓地である大台野と湯ノ台の3つの集落で構成されている。

この地域は、特別豪雪地帯に指定されているように、冬期間の積雪、寒冷等により住民生活、産業等あらゆる分野において支障があることから、一層の産業振興や生活環境整備等を図っていかねばならない状況にある。

鳥海高原地区の観光施設については、各施設に給水している専用水道の設備が老朽化しており、更新を行う必要がある。併せて、緩速ろ過処理直後の濁度を常時監視し感染リスクの軽減を図るため、濁度計を更新する必要がある。また、経年劣化している高圧変電設備の更新及び浴室の改修を行う必要がある。さらに、湯ノ台温泉鳥海山荘に設置している空調機器及び給水ポンプユニットが老朽化しており、更新を行う必要がある。加えて、大台野地区の除雪を担うロータリー除雪車が老朽化しており交換部品の製造も終了したため、更新を行う必要がある。

以上のことから、下記のとおり整備計画を策定するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更前）

（単位：千円）

施 設 名	事 業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーション に関する施設						
・鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設配水池水位計更新事業	酒田市	1,874	0	1,874	1,800	
・鳥海高原地区観光施設高圧変電設備更新・浴室改修事業	酒田市	9,115	0	9,115	9,100	
・鳥海山荘空調更新事業	酒田市	4,917	0	4,917	4,900	
合 計		15,906	0	15,906	15,800	

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更後）

（単位：千円）

施 設 名	事 業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーション に関する施設						
・鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設配水池水位計更新・濁度計更新事業	酒田市	17,824	0	17,824	17,600	増額
・鳥海高原地区観光施設高圧変電設備更新・浴室改修事業	酒田市	9,115	0	9,115	9,100	
・鳥海山荘空調更新・ポンプユニット修繕事業	酒田市	130,550	0	130,550	130,400	増額
除雪機械						
・単独除雪機械更新事業	酒田市	66,000	0	66,000	66,000	追加
合 計		223,489	0	223,489	223,100	

議第 2 2 号

酒田市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

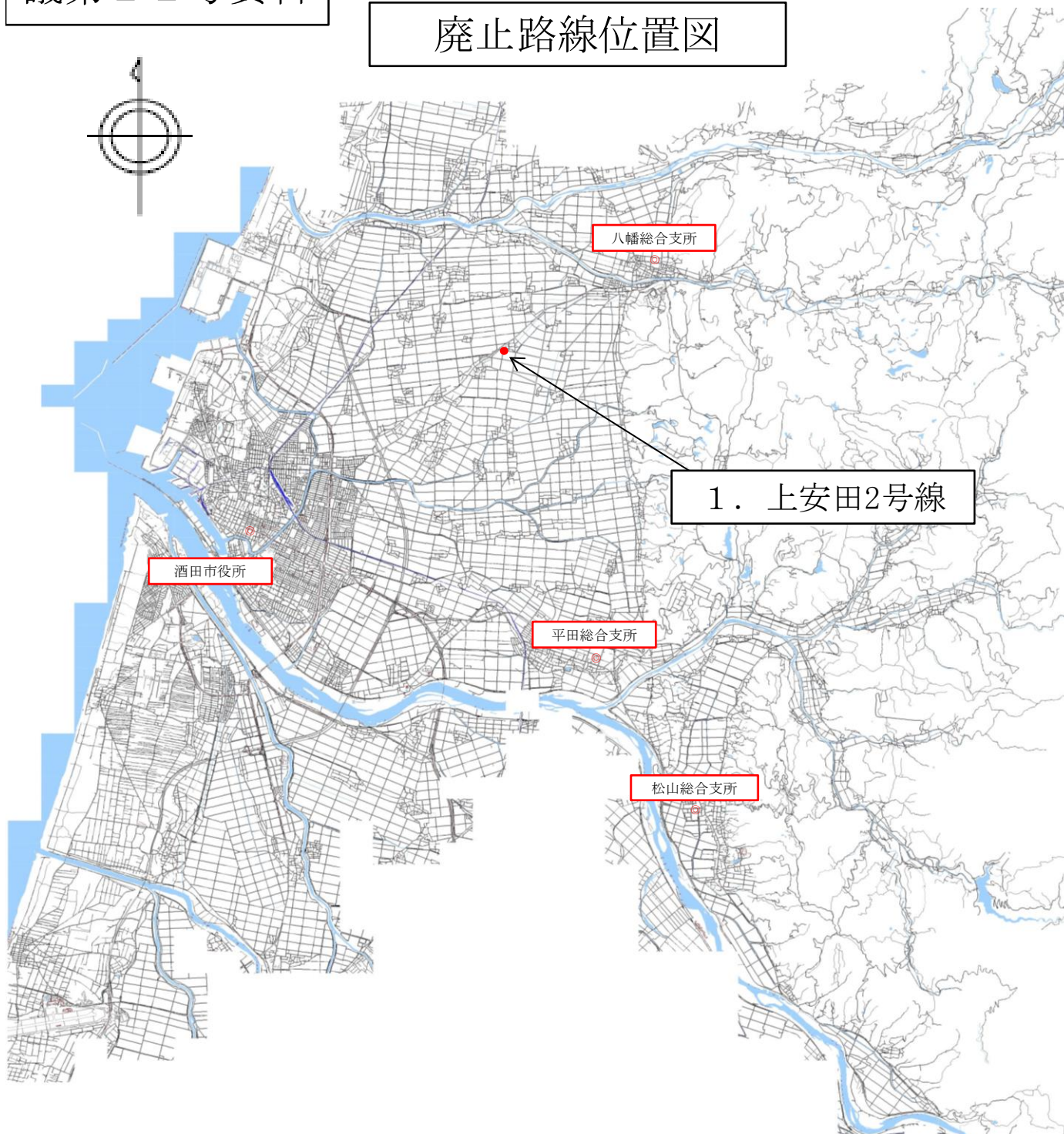
酒田市長 矢 口 明 子

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	上安田 2 号線	安田字一の上 5 6 － 2	上安田字木ノ下 1 0 － 1	

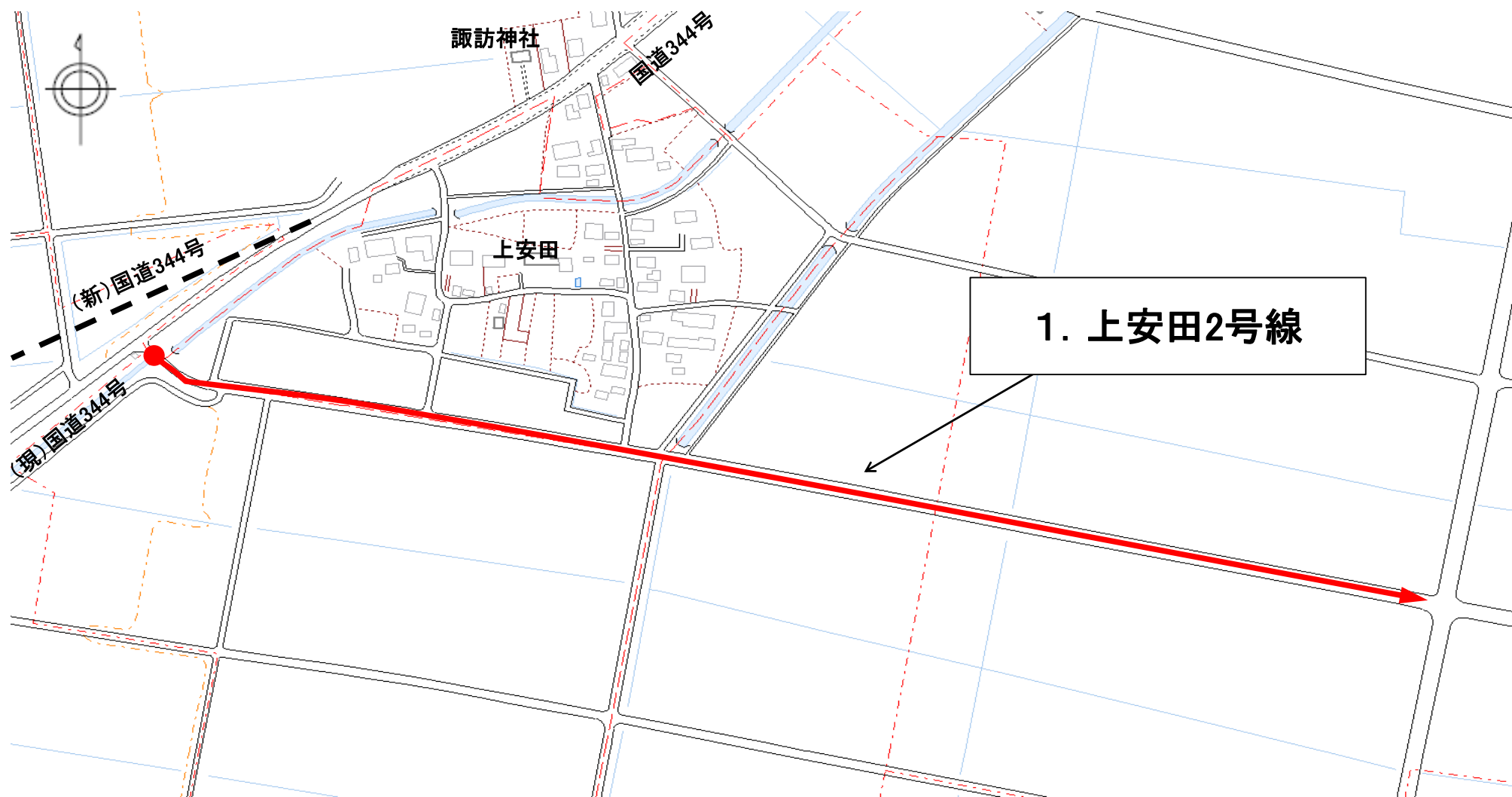
（提案理由）

県道路事業に伴う周辺路線の再編を行うため、市道路線を廃止することについて、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

廃止路線位置図



廃止路線位置図



議第 2 3 号

酒田市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

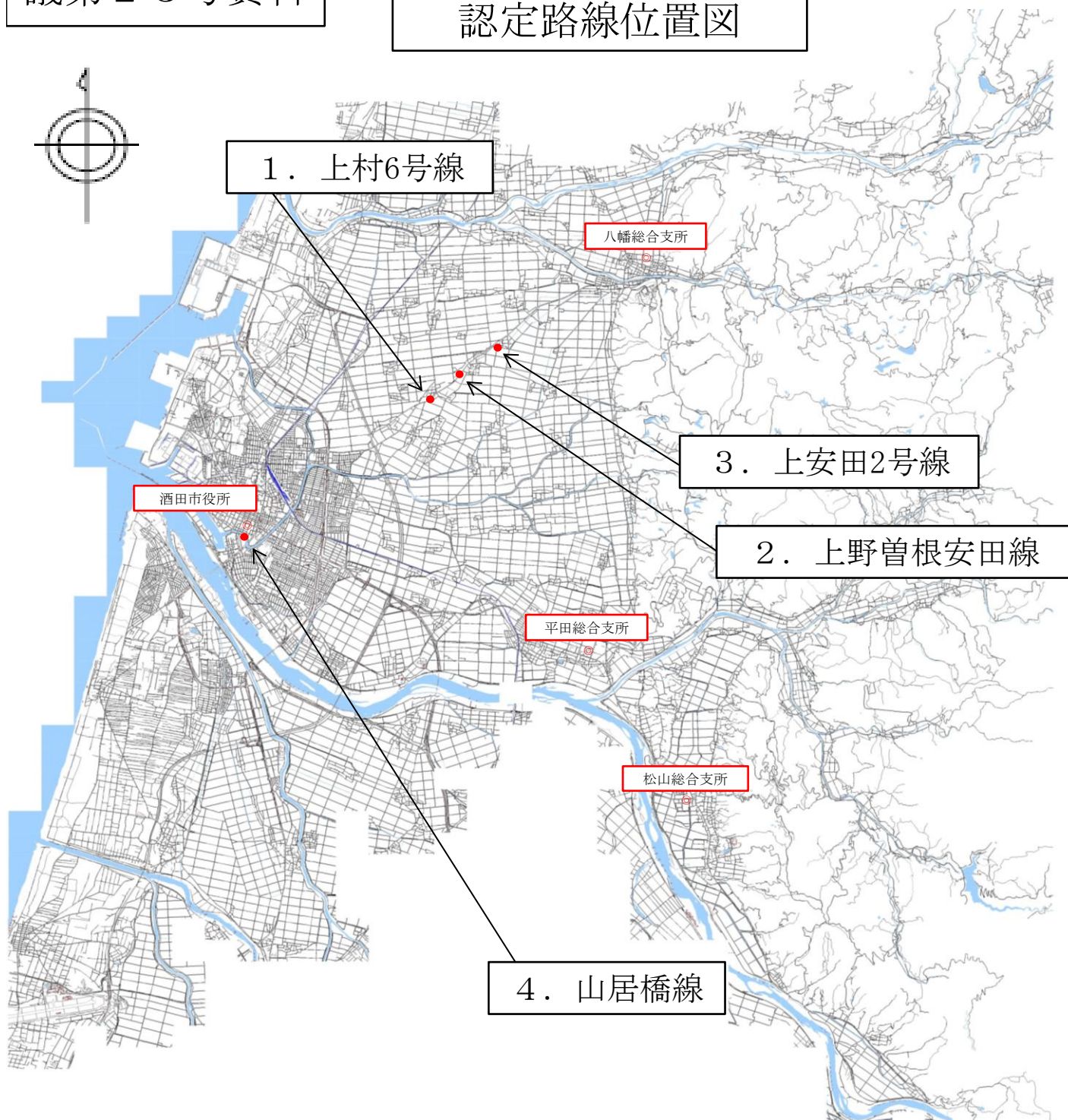
酒田市長 矢 口 明 子

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	上村 6 号線	上野曽根字下中割 9 8 － 2	上野曽根字上中割 1 6 3	
2	上野曽根安田線	上野曽根字上中割 3 1 － 1	安田字一の上 3 8 － 2	
3	上安田 2 号線	安田字一の上 3 8 － 4	上安田字木ノ下 1 0 － 1	
4	山居橋線	本町一丁目 6 4 － 1 0	山居町一丁目 7 2 － 1	

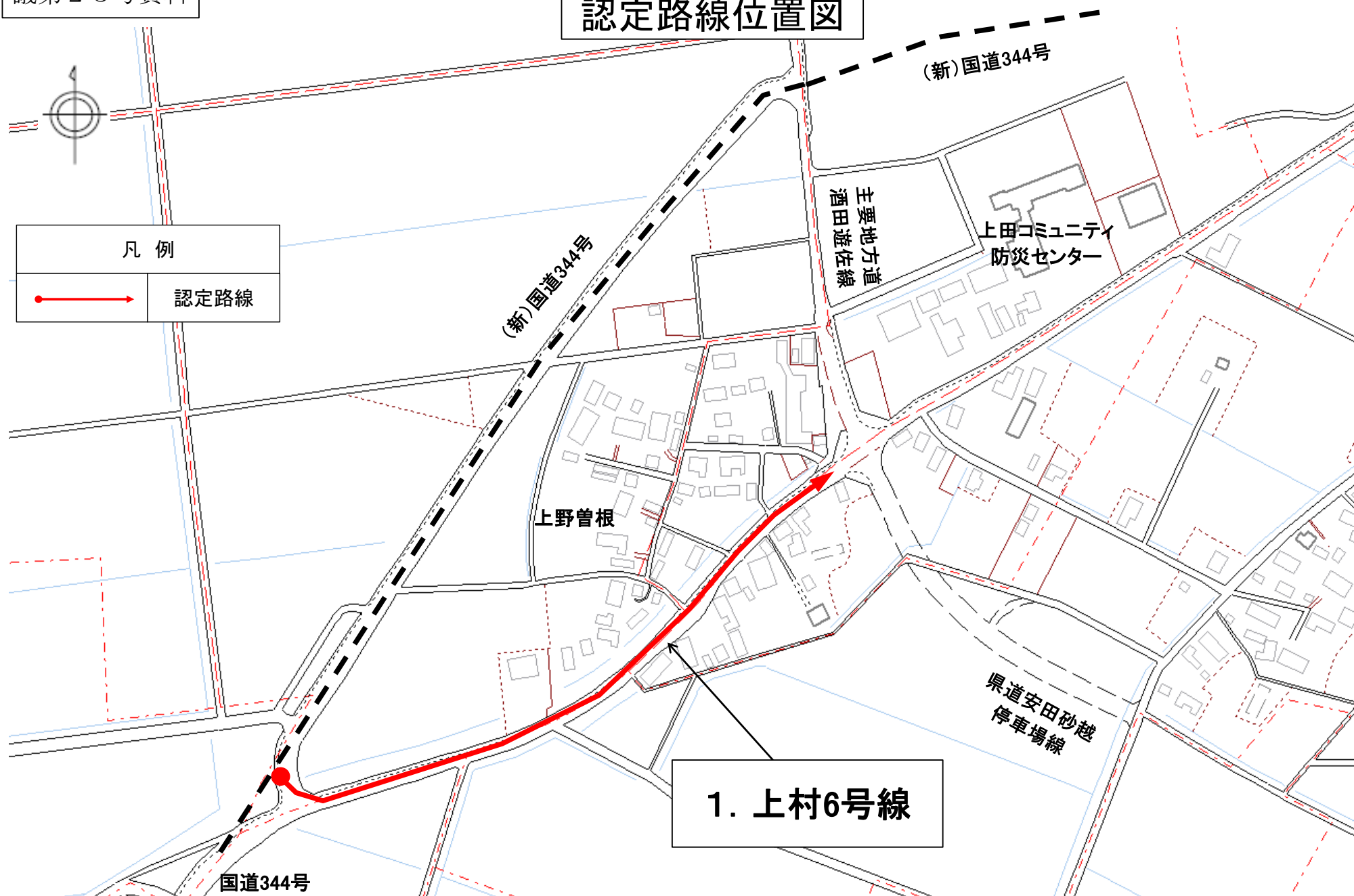
（提案理由）

県道路事業に伴う周辺路線の再編及び山居橋の施設移管のため、市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

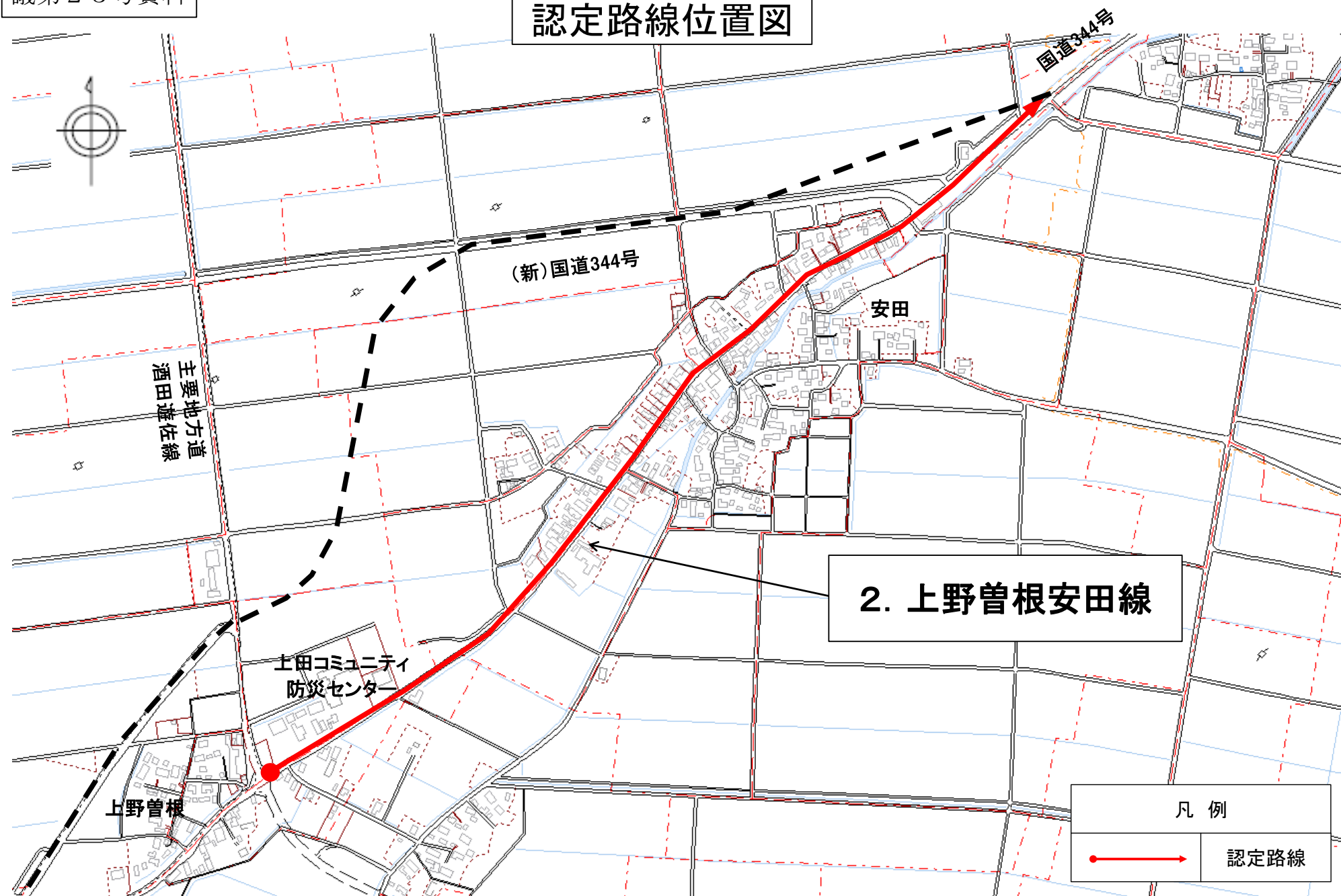
認定路線位置図



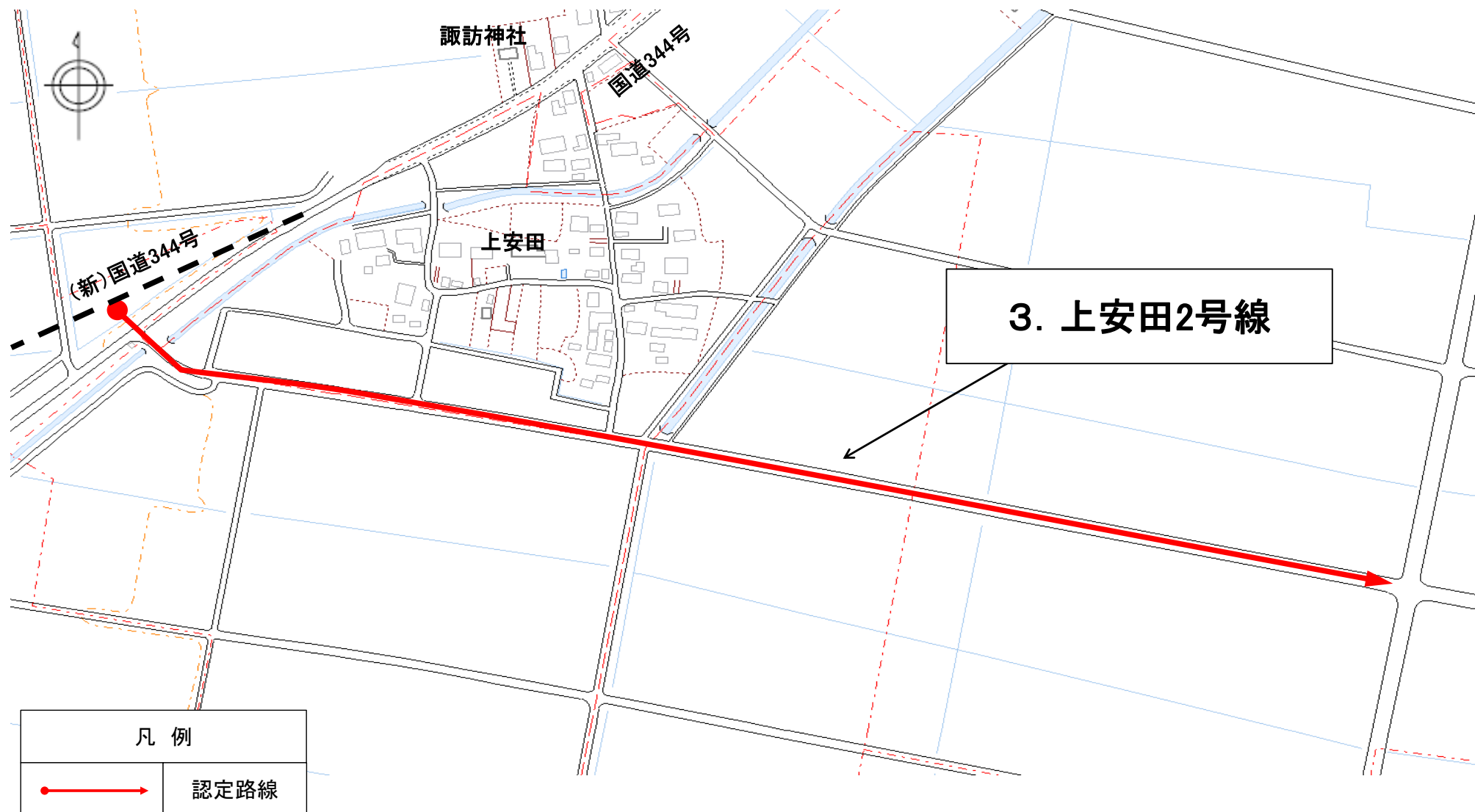
認定路線位置図



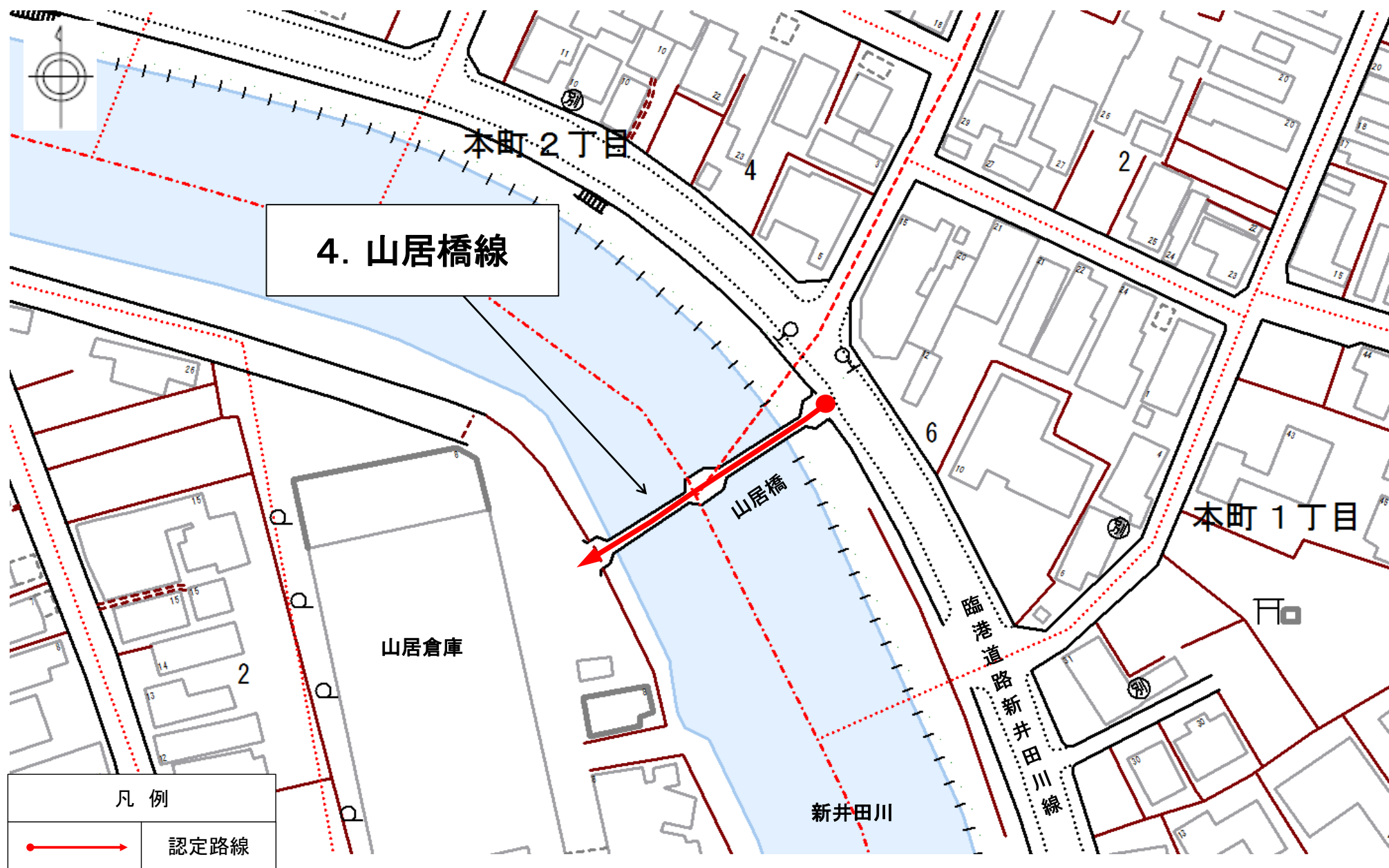
認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



議第24号

物品の取得について

本市は、除雪ロータリを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和7年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 除雪ロータリ（2.2m級）の購入 |
| 2 取得物品 | 除雪ロータリ 1台 |
| 3 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 取得の金額 | 5,863万8,700円 |
| 5 取得の相手方 | 酒田市両羽町9番地の4
太洋自動車工業株式会社
代表取締役 加藤 成 |

（提案理由）

除雪ロータリを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。